

## デジタル遺伝情報の現在地

富山大学学術研究部社会科学系（経済学部）教授 神山智美

### 【概要】

2022 年末開催の生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）第二部部会（於 カナダ・モントリオール）では、2030 年までの新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。環境省の資料によれば、以下の成果が報じられている。

大きな柱として、資源動員については、2023 年に地球環境ファシリティ（GEF）の中に「グローバル生物多様性枠組基金」を設置することとなった。

本報告で扱う遺伝資源に係る塩基配列情報（DSI：デジタル化された遺伝情報）の利用に係る利益配分については、多国間メカニズムを設置することと、その詳細は公開作業部会を設置して COP16 に向けて多国間メカニズム以外の方策も含め検討することとなった。より具体的には、DSI については、どのような場合に利益配分の対象となるか、DSI が由来する地理的情報を含む利益配分の考え方、能力構築、名古屋議定書との関係、多国間利益配分メカニズム以外を含む政策オプション等、様々な選択肢を含めた今後の検討課題項目についても整理された。

すなわち、これまでも提供国等（発展途上国）側は「動植物だけを条約の対象にするのでは利益の公正な配分を受けられなくなる」と懸念を強め、デジタル配列情報を条約や議定書の対象にするよう求めてきた。他方、先進国の政府や企業はこれに反対してきている。DSI をもとに遺伝子の塩基配列を人工的に設計し、ゲノム編集などで微生物を改変して有用物質を効率よく生産する「合成生物学」が急進展しているからである。日米欧は、既にデジタル配列情報を収めたデータベース（INSDC: International Nucleotide Sequence Database Collaboration）を共同運用しているからでもある。

そこで、COP15 では、医薬品や化学品などの基になる DSI をめぐり新ルールをつくることで合意したし、論点整理もなされた。だが、あらためて、先進国と発展途上国（提供国等）の主張の隔たりは大きいという現状が確認されたことになる。

続く 2024 年開催の COP16（於 コロンビア・カリ）では、COP15 で設立が決定された遺伝資源に関するデジタル配列情報（DSI）の使用に係る利益配分に関する多国間メカニズムに関し、DSI から利益を得る業界の DSI 使用者が、利益などの一部をグローバル基金（カリ基金（Cali Fund））に拠出することを締約国が促すことや、それを生物多様性条約の目的のために使うこと等が決定された。しかしながらその実効性には疑問との声も多く、拠出率や対象企業規模の目安は次回 COP17 までの期間に更に検討される。

本報告は、先進国における「合成生物学」の現状を基に、以上のような国際的な議論の経緯をたどり、若干の検討を加えるものである。

## AIと著作権—法的論点と今後の動向—

元明治学院大学教授 高田寛

### 【概要】

AIを巡る法規制は、EUや中国のように本格的な法規制を進める国がある一方で、わが国は、ソフトロー路線を採ってきた。米国は、連邦レベルと州レベルで温度差があるが、ソフトロー路線と言える。このように国によって対応が異なるが、AIを巡る著作権については、各国とも法整備が進められている。しかし、未だに曖昧な点も存在し、特に近年米国では、AIに関する著作権訴訟が30件以上提起されている。

例えば、今年に入ってから、米国では、2025年2月に、ウェストロー訴訟 (*Thomson Reuters v. Ross Intelligence*, 2025年2月11日デラウェア連邦地裁)、6月にはアンソロピック訴訟 (*Bartz et al v. Anthropic*, 2025年6月23日北カリフォルニア連邦地裁)、同じくMeta訴訟 (*Kadrey v. Meta Platforms* 北カリフォルニア連邦地裁、2025年6月25日)などの判決が下された。

ウェストロー訴訟では、著作権侵害が認められたが、アンソロピック訴訟では、生成AIに関して米国著作権法107条に規定するフェアユース(公正利用)を初めて認めた判決となった。さらに、Meta訴訟でも、生成AIに関してフェアユースを認めた判決となった。現在係争中のニューヨークタイムズ訴訟 (*New York Times Company v. Microsoft corp., et al*, Case No. 1-23-cv-11195 (S.D.N.Y. Dec.27, 2023))も生成AIに関するものであり、さらに今年6月11日、ディズニーとユニバーサルが、著作権侵害で画像生成AIのMidjourneyを訴えた (*Disney et al v. Midjourney*, Case No. 2-25-cv-05275 (C.D. Cal. Jun.11, 2025))。このように、特に生成AIに関しては、米国では現在、AIの著作権侵害問題に関し、フェアユースに該当するか否かが大きな論点となっている。

一方、わが国では今のところ、米国のような訴訟は未だ提起されていないが、AIを巡る利用状況は同じであり、わが国の著作権法30条の4のただし書き「著作権者の利益を不当に害することとなる」場合に該当するときは、従来のような著作権者の許諾のない複製は認められない可能性がある。このようにAIを取り巻く著作権法問題は、未だ解決を見えない。それどころか、益々複雑な様相を帯びてきていると言える。

このような状況を鑑み、本研究発表では、AIを巡る著作権問題に対して、最新の裁判例を踏まえながら、今一度法的論点を整理するとともに、各国の現状を俯瞰し、今後のAIを巡る著作権法の動向についての考察を試みる。